

平成26年度第1回 岡山県男女共同参画審議会 次第

日時：平成26年8月1日(金)
13:30～15:30
場所：ウィズセンター会議室

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 会長・副会長選出
- 4 議 事
 - (1) 第3次おかやまウィズプランについて
 - (2) 次期ウィズプランの策定について
 - (3) 男女共同参画社会に関する県民意識調査について
- 5 意見交換
- 6 その他
- 7 閉 会

第3次おかやまウイズプランについて

1 計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法第14条及び岡山県男女共同参画の促進に関する条例第10条に基づく県の男女共同参画の促進に関する基本計画
- 男女共同参画を推進するための基本方針や具体的な施策を示すもの

2 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

3 計画の体系

目標：男女が共に輝くおかやまづくり

基本的な視点

- ①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立
- ②「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)に気づく視点
- ③女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援
- ④さまざまな主体との協働の推進

総合的かつ効果的な男女共同参画施策の推進

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

- 重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進
- 重点目標3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
- 重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進
- 重点目標5 若い世代における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

- 重点目標6 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 重点目標7 さまざまな分野における女性の活躍の場の拡大

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重される社会の構築

- 重点目標8 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 重点目標9 メディアにおける女性の人権の尊重
- 重点目標10 生涯を通じた女性の健康支援
- 重点目標11 生活困難を抱える人々への支援

基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

- 重点目標12 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

基本目標Ⅴ 男女が共に支える活力あふれる地域社会づくり

- 重点目標13 地域社会における男女共同参画の促進
- 重点目標14 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 重点目標15 女性のチャレンジ支援
- 重点目標16 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の推進
- 重点目標17 国際交流・国際貢献の推進と多文化共生社会づくり
- 重点目標18 パートナーシップ社会の構築

第3次おかもやまウィズプランの数値目標

見直し後

基本目標	項目番号	数 値 目 標	計画策定(改定)時	現況値	目標値	
Ⅰ 男女共同 参画社会 づくりに 向けた意 識の改革	1	ウィズセンター実施事業の参加者数	24,886人 (H21)	29,712人 (H24)	毎年度4万人以上	
	2	男女がともに能力を発揮して活躍できる地域に関する満足度	23.6% (H25)	24.6% (H24)	28% (H27)	
	3	公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒数	4,026人 (H21)	4,789人 (H24)	5,000人 (H27)	
	4	職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数	21校 (H21)	82校 (H24)	90校 (H27)	
	5	ウィズセンター実施事業の参加者数における男性比率	19.9% (H21)	23.1% (H24)	25% (H27)	
Ⅱ あらゆる 分野への 男女共同 参画の推 進	6	県の審議会等委員の女性比率	37.4% (H22.4)	37.9% (H25.4)	46% (H27)	
	7	管理職における女性比率(一般職公務員/課長級以上)	8.3% (H22.4)	11.1% (H24.4)	13% (H27)	
	8	管理職における女性比率(教育職公務員/教頭以上)	23.6% (H22.4)	23.5% (H24.5)	25% (H27)	
	9	管理職における女性比率(民間企業/係長級以上)	14.9% (H21.12)	18.2% (H24.10)	27% (H27)	
	10	男女共同参画推進リーダー養成研修会修了者数	363人 (H14～21累計)	459人 (H14～24累計)	570人 (H14～27累計)	
	11	復職した女性医師数	一人 (H21)	48人 (H22～24累計)	100人 (H22～27累計)	
	12	女性消防団員数	423人 (H22.4)	534人 (H25.4)	600人 (H27)	
Ⅲ 男女の人 権が尊重 される社 会の構築	13	高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	45.6% (H24)	45.6% (H24)	64% (H27)	
	14	DV防止基本計画策定市町村数	2市町村 (H22.4)	15市町村 (H25.4)	23市町村 (H27)	
	15	学校において、児童、生徒の発達段階に応じた性に関する教育の実施	(小学校)	88.4% (H21)	97.3% (H24)	100% (H27)
			(中学校)	81.8% (H21)	90.2% (H24)	100% (H27)
			(高校)	76.6% (H21)	88.0% (H24)	100% (H27)
	16	女性のがん検診の受診率	(乳がん)	15.1% (H20)	18.1% (H23)	30% (H27)
			(子宮頸がん)	21.5% (H20)	24.9% (H23)	30% (H27)
17	地域包括支援センターの専門職員数	317人 (H21)	362人 (H24)	384人 (H27)		
Ⅳ 仕事と生 活の調和 (ワーク・ ライフ・ バランス) の実現	18	女性の育児休業取得率	85.3% (H21)	85.6% (H24)	90% (H27)	
	19	男性の育児休業取得率	0.7% (H21)	4.3% (H24)	6% (H27)	
	20	延長保育を実施する保育所数	296箇所 (H21)	302箇所 (H24)	321箇所 (H27)	
	21	病児・病後児保育の実施箇所数	32箇所 (H24)	32箇所 (H24)	55箇所 (H27)	
	22	保育所入所待機児童数	68人 (H25.4)	68人 (H25.4)	13人 (H27)	
	23	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村 (H21)	15市町村 (H24)	16市町村 (H27)	
	24	おかもやま地域子育て支援拠点数	95箇所 (H21)	164箇所 (H24)	180箇所 (H27)	
	25	「おかもやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	176箇所 (H21)	512箇所 (H24)	630箇所 (H27)	
Ⅴ 男女が共 に支える 活力あふ れる地域 社会づく り	26	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	50% (H24)	50% (H24)	54% (H27)	
	27	ウィズセンターが行うキャリアアップ講座受講者の就職率	29.5% (H21)	40.7% (H24)	70% (H27)	
	28	農家における家族経営協定締結戸数	380戸 (H21)	468戸 (H24)	490戸 (H27)	
	29	認定農業者の女性比率	8.4% (H21)	9.5% (H24)	10% (H27)	
	30	農業委員の女性比率(選任委員)	2.3% (H21)	20.6% (H24)	20% (H27)	
	31	商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率	4.0% (H22.4)	6.1% (H25.4)	10% (H27)	
	32	男女共同参画社会の形成の促進を図ることを活動目的としているNPO法人の認証数	98法人 (H24)	98法人 (H24)	109法人 (H27)	

次期ウィズプランの策定スケジュール（案）

時 期	内 容
H26年10～11月頃	・ 男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施
H26年度内	・ 同調査結果取りまとめ ・ 骨子案検討
H27年度春～夏	・ 骨子案公表 ・ 骨子案に対する意見聴取
H27年度夏～秋	・ 素案検討
H27年度秋	・ 素案公表 ・ 素案に対するパブリック・コメントの実施、結果の公表
H27年度秋～冬	・ 次期プラン案の検討
H27年度末まで	・ 次期プラン策定
H28年 4 月	・ 次期プランスタート

平成26年度男女共同参画社会に関する県民意識調査の概要

1 目的

第3次おかやまウィズプランの計画期間が平成27年度をもって満了するため、平成26年度には次期プランの策定作業を行う必要がある。次期プランの策定に当たり、男女共同参画社会に関する県民の意識と生活実態を把握するため、本年度に本調査を実施する。

2 調査項目の設定

過去に実施した意識調査の調査項目のうち、意識の経年変化を把握する必要がある項目については継続して調査するとともに、回答者の負担を軽減し回収率を上げるため、前回調査から調査項目を絞り込み、35問程度を設定する。

3 調査概要

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 調査地域 | 岡山県全域 |
| (2) 調査対象 | 20歳以上の男女 |
| (3) 抽出方法 | 無作為抽出法 |
| (4) 標本数 | 約3,000人 |
| (5) 調査項目数 | 35問程度 |
| (6) 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| (7) 調査時期 | 平成26年10～11月頃 |

4 調査方法

専門の調査会社に調査票の作成・配布、データ入力、集計・分析、報告書作成・印刷等を一括して委託実施する。

5 スケジュール

平成26年10～11月	調査の実施
平成26年12月～平成27年1月	調査結果の集計・分析
平成27年2～3月	調査結果の公表

6 過去の調査

- ・ 平成2年度実施（県政世論調査として公聴広報課が実施）
- ・ 平成6年度実施（県政世論調査として公聴広報課が実施）
- ・ 平成11年度実施 → おかやまウィズプラン21（平成12年度策定）
- ・ 平成16年度実施 → 新おかやまウィズプラン（平成17年度策定）
- ・ 平成21年度実施 → 第3次おかやまウィズプラン（平成22年度策定）

県民意識調査項目新旧対照表

【平成21年度】

【平成26年度(案)】

I 男女の役割分担意識や家庭観について	
1 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識についての考え方	
2 結婚・家庭・離婚・夫婦別姓等についての考え方	
3 家庭の仕事の役割分担についての考え方	
4 男女がともに家事、育児、介護、地域活動などに参加するために必要なこと	
II 男女の地位の平等などについて	
5 各分野・社会全体における男女の地位の平等についての考え方	
6 男性の方が優遇されていると思う原因	
III 女性の参画について	
7 今後女性が増えるほうがよいと思う役割	
8 政策・方針決定にかかわる役割に女性があまり進出していない理由	
IV 女性の就労について	
9 女性が職業をもつことについての考え方	
10 女性の就労環境についての考え方	
11 女性が(あまり)働きやすい状況にあると思わない理由	
V ワーク・ライフ・バランスについて	
12 職業(自営も含む)の有無	
13-1 仕事の継続に対する不安はどこから生じるか	
13-2 就業していない理由	
14 仕事をやめたり、中断したり、転職した理由	
15 「仕事と生活の調和」を図るためには、どのような条件整備が必要か	
VI 男女平等教育について	
16 学校教育における男女平等教育の現状評価	
17 学校教育において男女平等を推進していくために必要なこと	
VII 人権について	
18 配偶者(同居しているパートナーを含む)や恋人の有無	
19 配偶者や恋人関係にあった者から受けたことのある行為	
20 命の危険を感じたことがあるか	
20-1 子どもが目撃していたか	
21 受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したか	
22 配偶者間暴力への取組として必要なこと	
23 メディアでの性別による固定的な役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現の現状認識	
24 女性にとつての「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の重要性についての考え方	
25 性犯罪、配偶者や交際相手からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力をなくすためには、どのようなことが必要か	
VIII 介護について	
26 家族の介護についての考え方	
27 これからの高齢者の介護をどのようにしたらよいか	
IX 男女共同参画の推進について	
28 男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れていくべきこと	
29 これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるもの全て	
30 ウィズセンター利用の有無	
31 ウィズセンターに期待する役割	
○ 回答者の属性	
32 性別(男・女)	
33 年齢(5歳さざみ)	
34 結婚の有無(既婚(配偶者あり)・既婚(死別・離別)・未婚)	
35 子どもの有無(乳児等の区分及び性別)	
36 家族構成	
37 回答者及び配偶者の職業	
38 居住地域(市町村名)	

※灰色は削除項目、青色は統合項目。

I 男女の役割分担意識や家庭観について	
1 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識についての考え方	
2 結婚・家庭・離婚・夫婦別姓等についての考え方	
3 家庭の仕事の役割分担についての考え方	
4 男女がともに家事、育児、介護、地域活動などに参加するために必要なこと	
II 男女の地位の平等などについて	
5 各分野・社会全体における男女の地位の平等についての考え方	
6 男性の方が優遇されていると思う原因	
III 女性の参画について	
7 今後女性が増えるほうがよいと思う役割	
8 政策・方針決定にかかわる役割に女性があまり進出していない理由	
IV 女性の就労について	
9 女性の働き方についての考え方(理想)	
9-1 女性の働き方についての考え方(現実)【新規追加】	
10 女性の就労環境についての考え方	
11 女性が(あまり)働きやすい状況にあると思わない理由	
V ワーク・ライフ・バランスについて	
12 職業(自営も含む)の有無	
13-1 仕事の継続に対する不安はどこから生じるか	
13-2 就業していない理由	
14 仕事をやめたり、中断したり、転職した理由	
15 「仕事と生活の調和」を図るためには、どのような条件整備が必要か	
VI 男女平等教育について	
16 学校教育において男女平等を推進していくために必要なこと	
VII 人権について	
17 配偶者(同居しているパートナーを含む)や恋人の有無	
18 配偶者や恋人関係にあった者から受けたことのある行為	
19 命の危険を感じたことがあるか	
20 子どもが目撃していたか	
21 受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したか	
22 なぜ相談しなかったか。【新規追加】	
23 性犯罪、配偶者や交際相手からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力として必要なこと【H21調査の間22と問25を統合】	
24 メディアでの性別による固定的な役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現の現状認識	
25 女性にとつての「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の重要性についての考え方	
VIII 介護について	
26 家族の介護についての考え方	
27 これからの高齢者の介護をどのようにしたらよいか	
IX 男女共同参画の推進について	
28 男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れていくべきこと	
29 これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるもの全て	
30 ウィズセンター利用の有無	
31 ウィズセンターに期待する役割	
○ 回答者の属性	
32 性別(男・女)	
33 年齢(5歳さざみ)	
34 結婚の有無(既婚(配偶者あり)・既婚(死別・離別)・未婚)	
35 子どもの有無(乳児等の区分及び性別)	
36 家族構成	
37 回答者及び配偶者の職業	
38 居住地域(市町村名)	

※緑色は新たな追加項目、青色は統合項目。●はH24年度内閣府世論調査設問項目。

(注)
 ・表の右欄の「国H24」の○印は、H24年10月実施の「男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）」の調査項目、「県H21」の○印はH21年10月実施の「男女共同参画社会に関する県民意識調査（岡山県）」の調査項目、◎印はH16年10月及びH12年2月においても調査を行った項目。
 ・設問の選択肢の左の数字は、前回調査時の回答（％）

国	県
H24	H21

I 男女の役割分担意識や家庭観について

<p>1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのようにお考えですか。 (○印は1つ) (19.3) 1. 同感する (64.2) 2. 同感しない (11.7) 3. わからない</p>		-	◎
<p>2 結婚や離婚、夫婦別姓等についてあなたはどのようにお考えですか。(a)～(h)のそれぞれについてあなたのお考えにもっとも近いものにそれぞれ1つずつ○印をつけてください。 (各項目それぞれ、「1.賛成」、「2.どちらかといえば賛成」、「3.どちらかといえば反対」、「4.反対」、「5.どちらともいえない」の5つ選択肢から○印をそれぞれ1つ) ※「1.賛成」と答えたもの (18.6) (a)なんと言っても女性の幸福は結婚にあるので、女性は結婚するほうがよい (24.2) (b)男性は、家庭をもって一人前だと言える (18.8) (c)結婚は個人の自由であるから、人は結婚しなくてもよい (16.0) (d)結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない (84.4) (e)夫も妻も家庭責任はともにもつべきである (12.1) (f)結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい (25.4) (g)一般に今の社会では、離婚すると、女性の方が不利である (13.0) (h)夫婦が別々の姓を名乗ることを、認める方がよい</p>		-	◎
<p>3 家庭の仕事の役割について、あなたはどのようにお考えですか。配偶者のいない方についても、次のような日常的なことが、どなたの役割だとお考えになるか(a)～(g)のそれぞれについてお答えください。 (各項目それぞれ、「1.主としての夫の役割」、「2.どちらかといえば夫の役割」、「3.両方同じ程度の役割」、「4.どちらかといえば妻の役割」、「5.主としての妻の役割」、「6.いずれにも該当しない」の6つ選択肢から○印を1つ) (a)生活費を稼ぐ (b)日々の家計の管理をする (c)日常の家事 (d)老親や病身者の介護や看護 (e)子どもの教育としつけ (f)育児(乳幼児の世話) (g)地域活動への参加</p>		-	◎
<p>4 今後、男女がともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だとお考えですか。 (○印は3つまで) (34.8) 1. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること (21.3) 2. 仕事中心という社会全体の仕組みを改めること (14.4) 3. 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設けること (37.4) 4. 労働時間短縮や休暇制度を普及させること (38.1) 5. 夫婦の間で家事などの分担するように十分に話し合うこと (24.7) 6. 家事などを男女で分担するようしつけや育て方をすること (19.1) 7. 男性の男女共同参画に対する関心を高めること (19.1) 8. 男性の仕事中心の生き方・考え方を改めること (28.2) 9. 男性が家事などに参加することに対する抵抗感をなくすこと (11.2) 10. 夫が家事などをすることに妻が協力すること (9.6) 11. 妻が、夫に経済力や出世を求めないこと (9.5) 12. 女性が経済的に自立すること (2.1) 13. その他(具体的に) (3.0) 14. わからない</p>		-	◎

II 男女の地位の平等などについて

<p>5 あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっているとお考えですか。(a)～(h)のそれぞれについてお答えください。 (各項目それぞれ、「1.男性の方が非常に優遇されている」、「2.どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「3.平等」、「4.どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「5.女性の方が非常に優遇されている」、「6.わからない」の6つ選択肢から○印を1つ) ※「3.平等」と答えたもの (27.2) (a)家庭生活で (13.0) (b)職場で (24.0) (c)地域社会で (48.1) (d)学校教育の現場で (17.2) (e)政治の場で (30.9) (f)法律や制度の上で (11.0) (g)社会通念・慣習・しきたりなどで (11.7) (h)社会全体でみた場合</p>		○	◎
		○	◎
		-	◎
		○	◎
		○	◎
		○	◎
		○	◎
		○	◎

6 問5(h)で、1または2と答えた方のみお答えください。
 では、社会全体でみて男性の方が優遇されている原因は何だとお考えですか。次にあげた中で、あてはまるものをすべてお答えください。
 (○印はいくつでも)

(76.9)	1. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりなどが根強いから		
(62.9)	2. 仕事優先・企業中心の考え方が根強いから		
(32.0)	3. 男女の平等について、男性の問題意識が薄いから		
(10.4)	4. 男女の平等について、女性の問題意識が薄いから		
(23.1)	5. 男女の差別を人権の問題として捉える意識が薄いから		
(45.0)	6. 女性が能力を発揮できる環境や機会が十分でないから		
(42.1)	7. 能力を発揮している女性を適正に評価する仕組みが欠けているから	-	◎
(14.8)	8. 配偶者控除や健康保険加入免除等の税制・社会保障制度が男女の役割分担を助長しているから		
(47.1)	9. 育児や介護などを男女がともに担うための制度やサービスが整備されていないから		
(11.6)	10. 女性の意欲や能力が男性に比べて劣っているから		
(3.0)	11. その他 (具体的に)		
(1.4)	12. わからない		

III 女性の参画について

7 全員の方におたずねします。
 次にあげるような政策・方針の決定にかかわる役職において、今後女性が増える方がよいとあなたが思うものをすべてお答えください。
 (○印はいくつでも)

(43.4)	1. 都道府県知事・市町村長	○	○
(53.1)	2. 国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員	○	○
(38.9)	3. 国家公務員・地方公務員の管理職	○	○
(39.1)	4. 裁判官・検察官・弁護士	○	○
(22.0)	5. 大学教授	○	○
(26.0)	6. 国連などの国際機関の管理職	○	○
(42.1)	7. 企業の管理職	○	○
(31.2)	8. 起業家・経営者	○	○
(26.1)	9. 労働組合の幹部	○	○
(18.1)	10. 農協・漁協・森林組合の役員	○	○
(22.1)	11. 新聞・放送の記者	○	○
(27.6)	12. 自治会長・町内会長等	○	○
(2.8)	13. その他 (具体的に)	○	○
(2.8)	14. 女性は政策・方針の決定にかかわる役職につくべきではない	-	○
(12.7)	15. わからない	○	○

8 あなたは、問7にあげたような政策・方針の決定にかかわる役職に女性があまり進出していない理由は何だと思いませんか。
 (○印はいくつでも)

(41.3)	1. 家族、職場、地域における性別役割分担があるから		
(58.3)	2. 男性優位の組織運営になっているから		
(39.5)	3. 家族の支援・協力が得られないから		
(31.7)	4. 女性の能力発揮の機会が不十分だから		
(24.1)	5. 女性の活動を支援するネットワークが不足しているから		
(25.5)	6. 女性側の積極性が十分でないから		
(26.3)	7. 女性の職員や構成員の人数自体が少ないから		
(3.6)	8. その他 (具体的に)		
(6.3)	9. わからない		

IV 女性の就労について

9 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。
 (○印は1つ)

(0.5)	1. 女性は職業をもたない方がよい		
(5.2)	2. 結婚するまでは職業をもつ方がよい		
(6.8)	3. 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい		
(34.5)	4. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい		
(36.2)	5. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい		
(6.2)	6. その他 (具体的に)		
(3.4)	7. わからない		

<p>9-1 女性が職業を持つことについて、あなたの現実に当てはまるもの（当てはまると予想されるもの）はどれですか。 (○印は1つ) ※男性の方は、配偶者の働き方など、ご家庭での状況で現実に当てはまるもの（当てはまると予想されるもの）をお答えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職業をもたなかった（もたない） 2. 結婚するまでは職業をもった（もつ） 3. 子どもができるまでは、職業をもった（もつ） 4. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもった（もつ） 5. ずっと職業を続けた（る） 6. その他（具体的に) 7. わからない 	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>			-	-
-	-				
<p>10 あなたは、現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか。 (○印は1つ)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1.1) 1. 大変働きやすい状況にあると思う (26.8) 2. ある程度働きやすい状況にあると思う (35.4) 3. あまり働きやすい状況にあるとは思わない (13.4) 4. 働きやすい状況にあるとは思わない (14.5) 5. 一概には言えない (3.4) 6. わからない 	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> </table>			-	◎
-	◎				
<p>11 問10で、3または4と答えた方のみお答えください。 そう思わない理由は何ですか。 (○印は3つまで)</p> <ol style="list-style-type: none"> (39.5) 1. 働く場が限られているから (11.7) 2. 能力発揮の場が少ないから (45.9) 3. 労働条件が整っていないから (65.5) 4. 保育施設や介護のための施設が不足しているから (23.9) 5. 昇進・給与等に男女の差別的扱いがあるから (18.0) 6. 結婚・出産退職の慣行があるから (2.6) 7. セクシュアルハラスメントがあるから (27.8) 8. 男は仕事、女は家庭という社会通念があるから (19.8) 9. 家族の理解、協力が得にくいから (1.7) 10. その他（具体的に) 	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>			-	○
-	○				
<p>V ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について ※「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」とは、男女がともに、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。</p>					
<p>全員の方におたずねします。</p>					
<p>12 現在、職業（自営も含む）をもっているでしょうか。 (59.4) 1. もっている (36.7) 2. もっていない</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>			-	○
-	○				
<p>13-1 問12で、1と答えた方のみお答えください。 あなたは、現在、今の仕事を続けたくとも続けられなくなるかもしれないという不安がありますか。それはどのようなことから生じる不安ですか。 (○印はいくつでも)</p> <ol style="list-style-type: none"> (26.5) 1. 家族の介護が必要になる (2.4) 2. 家族の転勤や転居 (30.3) 3. 勤め先の都合により自分の仕事がなくなる (2.1) 4. 仕事を続けることに配偶者などが反対する (15.4) 5. 勤め先での待遇が悪くなる (11.4) 6. 職場の人間関係が悪くなる (35.5) 7. 自分の健康を害する (3.4) 8. 結婚 (6.1) 9. 出産 (5.1) 10. 保育施設や子どもの世話をしてくれる人がいない (2.5) 11. 子どもに悪影響が出る (9.0) 12. その他(具体的に) (23.1) 13. 特に不安はない 	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> </table>			-	◎
-	◎				

VI 男女平等教育について

16 男女平等を推進していくために、学校、特に小・中・高等学校で行うとよいと思うものはどれですか。

(○印はいくつでも)

- (23.1) 1. 男女平等に関する教職員研修を行う
- (19.6) 2. 校長や教頭に女性を増やしていく
- (37.0) 3. 学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする
- (49.8) 4. 生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する
- (31.0) 5. 男女平等の意識を育てる授業(男女必修で行われている技術家庭科など)をさらに充実する
- (19.9) 6. 健全な異性観を育てるための性教育の充実に努める
- (11.1) 7. 出席簿、座席、ロッカーの順番など、男女を分ける習慣をなくす
- (25.8) 8. 保護者会などを通じ、男女平等教育への保護者の理解を深める
- (3.1) 9. その他 (具体的に)
- (4.2) 10. 学校教育の中で行う必要はない
- (10.2) 11. わからない

-	◎
---	---

VII 人権について

17 配偶者(同居しているパートナーを含む)や恋人が現在いらっしゃいますか。または、過去にいらっしゃったことがありますか。

(○印は1つ)

- (88.1) 1. いる (いた)
- (9.1) 2. いない (いなかった)

-	○
---	---

問17で、1と答えた方のみお答えください。

18 あなたは、これまでに、配偶者や恋人関係にあった者から次のような行為を受けたことがありますか。(a)～(r)のそれぞれについてお答えください。

(各項目それぞれ、「1. まったくない」、「2. 1、2度あった」、「3. 何度もあった」から○印を1つ)

「2. 1、2度あった」、「3. 何度もあった」の計

- (0.7) (a) 骨折させる
- (5.7) (b) 打ち身や切り傷などの怪我をさせる
- (1.9) (c) 刃物などを突きつけて脅す
- (1.9) (d) 身体を傷つける可能性のあるもので殴る
- (5.9) (e) 突き飛ばしたり、壁にたたきつける
- (9.3) (f) 足でける
- (13.4) (g) ものを投げつける
- (11.6) (h) 平手で打つ
- (11.1) (i) 殴るふりをして、おどす
- (13.3) (j) ドアをけったり、壁にものを投げつけたりして、おどす
- (7.9) (k) いやがっているのに性的な行為を強要する
- (3.4) (l) 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- (14.6) (m) 何を言っても長期間無視し続ける
- (7.3) (n) 交友関係や電話を細かく監視する
- (9.8) (o) 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」などと言う
- (27.4) (p) 大声でどなる
- (3.6) (q) 生活に必要なお金を渡さない、食事をさせない
- (2.1) (r) その他 (具体的に)

-	○
---	---

問18で、ひとつでも2または3と答えた方におたずねします。

19 あなたはこれまでに、その相手の行為によって、命の危険を感じたことがありますか。

(○印は1つ)

- (11.0) 1. 感じた
- (77.3) 2. 感じなかった

-	○
---	---

問18で、ひとつでも2または3と答えた方におたずねします。

20 また、あなたがその相手からの行為を受けていたときに、あなたのお子さんはそれを目撃していましたか。

(○印は1つ)

- (25.6) 1. 目撃していた
- (36.9) 2. 目撃していない
- (10.0) 3. 目撃していたか、いないかはわからない
- (22.0) 4. 子どもはいない

-	○
---	---

問18で、ひとつでも2または3と答えた方におたずねします。

21 あなたは、その受けた行為について誰に打ち明けたり、相談したりしましたか。

- (○印はいくつでも)
- (60.7) 1. 誰(どこ)にも相談しなかった
 - (21.3) 2. 家族・親せきに相談した
 - (22.8) 3. 友人・知人に相談した
 - (1.9) 4. 警察に連絡・相談した
 - (1.4) 5. 裁判所に相談した
 - (0.6) 6. 法務局・地方法務局、人権擁護委員に相談した
 - (0.8) 7. 女性相談所、女性(婦人)相談員に相談した
 - (1.2) 8. 岡山県男女共同参画推進センター(ウイズセンター)に相談した
 - (0.2) 9. 市町村の女性のための総合的な施設(男女共同参画推進センターなど)に相談した
 - (0.0) 10. 市役所・町村役場に相談した
 - (0.4) 11. その他の公的機関に相談した
 - (2.1) 12. 弁護士に相談した
 - (2.1) 13. 医師・カウンセラーに相談した
 - (2.1) 14. 民間の相談機関(民間シェルターなど)に相談した
 - (2.1) 15. その他()

-	○

問21で、1と答えた方におたずねします。

22 誰(どこ)にも相談しなかったのはなぜですか。

- (○印はいくつでも)
- 1. どこに相談したらよいか分からなかった
 - 2. 相談しても無駄だと思った
 - 3. 恥ずかしくて(世間体が悪くて)相談できなかった
 - 4. 他人を巻き込みたくなかった
 - 5. 相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすと思った
 - 6. 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっているとす思った
 - 7. そのことについて思い出したくなかった
 - 8. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けるとす思った
 - 9. 誰にも言わないよう、相手に脅された
 - 10. 自分にも悪いところがあると思つた
 - 11. 相手の行為は自分に対する愛情表現だと思つた
 - 12. 相談するほどのことではないと思つた
 - 13. その他(具体的に)

-	-

23 男女間における暴力(配偶者や交際相手からの暴力、性犯罪、セクシュアルハラスメントなど)への取組として必要なことはどんなことでしょうか。

- (○印はいくつでも)
- 1. 幼い時から男女が平等であることの教育をしっかりと行う
 - 2. 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
 - 3. 学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う
 - 4. 地域で、暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う
 - 5. 職場で、暴力を防止するための研修会などを行う
 - 6. メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
 - 7. 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
 - 8. 被害者を保護する体制を整備する
 - 9. 被害者が自立して生活できるよう支援する
 - 10. 被害を受けて悩んでいる人へ情報を提供する
 - 11. 被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う
 - 12. 地域住民同士で関わり合い(見守りなど)を強めていく
 - 13. 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
 - 14. 加害者への罰則を強化する
 - 15. 暴力を助長するおそれのある情報(雑誌、コンピュータソフトなど)を取り締まる
 - 16. その他(具体的に)
 - 17. 特に対策の必要はない
 - 18. わからない

-	○

24 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアでの性別による固定的な役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現について、あなたはどのように考えますか。次の中からあなたのお考えに近いものをお選びください。

- (○印はいくつでも)
- (10.0) 1. 性別による固定的な役割分担を助長する表現が目立つ
 - (28.5) 2. 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ
 - (48.4) 3. 社会全体の性に関する道徳観、倫理観が損なわれている
 - (23.7) 4. 女性に対する犯罪を助長するおそれがある
 - (42.1) 5. そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない
 - (15.1) 6. 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている
 - (2.2) 7. その他(具体的に)
 - (8.7) 8. 特に問題はない
 - (17.3) 9. わからない

-	○	○
○	◎	◎
○	◎	◎
-	◎	◎
○	◎	◎
-	◎	◎
○	◎	◎

25 あなたは、「生涯を通じて性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」がどの程度、女性にとって重要な権利だとお考えですか。
 ※【生涯を通じて性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）】
 「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に産まれ育つことなどが含まれ、一人の人間として、自分の体と性と生殖に関することについて自己決定を行い、健康であることが尊重される」という考え方。
 (○印は1つ)

(57.2)	1. 重要な権利だと思う		
(23.1)	2. どちらかといえば重要な権利だと思う		
(3.1)	3. どちらかといえば重要な権利だとは思わない	-	◎
(1.5)	4. 重要な権利だとは思わない		
(11.3)	5. わからない		

Ⅵ 男女共同参画の推進について

26 県では男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を実施しています。今後、県や市町村がどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。
 (○印は3つまで)

(35.7)	1. 男女共同参画の視点から、慣習の見直しや啓発をすすめる	-	○
(19.3)	2. 政策や方針決定過程への女性の参画を拡充する	-	○
(45.2)	3. 就労における男女の機会均等や就業環境の整備をすすめる	-	○
(66.1)	4. 子育て、介護に対する多様な支援を充実する	○	○
(23.9)	5. 男女共同参画の視点に立った教育や学習をすすめる	○	○
(11.6)	6. 女性に対する暴力を根絶するための支援を促進する	-	○
(6.8)	7. 女性のための相談機能を充実する	-	○
(7.9)	8. 男性への意識啓発及び相談機能を充実する	-	○
(10.1)	9. 生涯を通じた女性の健康保持を支援する	-	○
(8.2)	10. 国際交流・国際協力で男女が共に参画できるように支援する	-	○
(1.6)	11. その他(具体的に)	○	○

○ 回答者の属性

27 あなたの性別をお答えください。
 1. 男性 2. 女性

		○	◎
--	--	---	---

28 あなたの年齢をお答えください。
 1. 20～24歳 2. 25～29歳 3. 30～34歳・・・ 11. 70～74歳 12. 75歳以上

		○	◎
--	--	---	---

29 あなたは結婚されていますか。
 1. 既婚(配偶者あり) 2. 既婚(死別・離別) 3. 未婚

		○	◎
--	--	---	---

30 あなたは、お子さんがいますか。別居のお子さんも含めてあてはまる欄に○をつけてください。
 1. 乳児(1歳未満) 2. 幼児 3. 小学生・中学生 4. 高校生・大学生(専門学校を含む) 5. 学校を卒業した未婚の子ども 6. 結婚した子ども 7. 子どもはいないの7区分についてそれぞれ「男性」、「女性」

		○	◎
--	--	---	---

31 現在、同居のご家族をすべて選んでお答えください。
 1. 配偶者(夫または妻) 2. 息子 3. 娘 4. 父、母(配偶者の父母を含む) 5. 孫 6. 祖父母(配偶者の祖父母を含む) 7. 子どもの配偶者 8. 兄弟姉妹(配偶者の兄弟姉妹を含む) 9. その他(具体的に) 10. 同居者はいない(ひとり暮らし)

		-	◎
--	--	---	---

32 あなたご自身のご職業(主な)をお答えください。また、配偶者(夫または妻)のいらっしゃる方は、配偶者のご職業(主な)もお答えください。
 自営業者(家族従業者を含む)
 1. 農林漁業
 2. 製造業
 3. 卸・小売業・サービス業
 4. 自由業(医者・弁護士、デザイナーなど)

		○	◎
--	--	---	---

勤め人(一般社員・正社員)
 5. 管理職(課長以上)
 6. 専門技術職(資格を持って働いている人で、理美容師や調理師などを含む)
 7. 事務部門
 8. 営業・販売部門
 9. 製造・作業部門
 (派遣社員・契約社員)
 10. 専門技術職(資格を持って働いている人で、理美容師や調理師などを含む)
 11. 事務部門、営業・販売部門、製造・作業部門

		-	○
--	--	---	---

パート・内職等
 12. パート・アルバイト・嘱託
 13. 内職

		○	◎
--	--	---	---

その他
 14. 専業主婦(夫)
 15. 学生
 16. その他()
 17. 無職

		○	◎
--	--	---	---

33 お住まいはどちらですか(市町村名)

		-	○
--	--	---	---

改訂「日本再興戦略」に掲げる成果指標及び新たに 講ずべき具体的施策（女性の活躍推進関係）

（１）成果指標

- ・ 待機児童解消加速プラン「2014年度末までに約20万人分、2017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す」
- ・ 「2020年に女性の就業率（25歳から44歳）を73%（現状68%）にする」
- ・ 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」

（２）新たに講ずべき具体的施策

（育児・家事支援環境の拡充）

- ① 「放課後子ども総合プラン」
- ② 保育士確保対策の着実な実施
- ③ 子育て支援員（仮称）の創設
- ④ 安価で安心な家事支援サービスの実現
- ⑤ 女性の活躍推進、家事支援ニーズへの対応のための外国人家事支援人材の活用

（企業等における女性の登用を促進するための環境整備）

- ⑥ 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築
- ⑦ 企業における女性登用の「見える化」及び両立支援のための働き方見直しの促進
- ⑧ 国家公務員における女性採用・登用の拡大
- ⑨ 「女性活躍応援プラン（仮称）」等の実施
- ⑩ キャリア教育の推進・女性研究者支援

（働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し）

- ⑪ 働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し

新おかやまウィズプランと第3次おかやまウィズプランとの体系比較表

新おかやまウィズプラン (計画期間：平成18年度～平成22年度)		第3次おかやまウィズプラン (計画期間：平成23年度～平成27年度)	
◎目標 「男女が共に輝くおかやまづくり」 ◎基本的な視点 ①男女の人権の尊重 ②「社会的性別」(ジェンダー)の視点 ③女性のエンパワーメント(力をつけること)の促進		◎目標 「男女が共に輝くおかやまづくり」 ◎基本的な視点 ①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立 ②「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)に気づく視点 ③女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援 ④さまざまな主体との協働の推進	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革		基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①社会制度・慣行の見直し ②社会的気運の醸成	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①社会制度・慣行の見直し ②社会的気運の醸成
2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進	①情報収集・提供、調査・研究等の充実 ②男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施 ③市町村や国、各都道府県、関係団体等との総合的なネットワークの整備	2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進	①情報収集・提供、調査・研究等の充実 ②男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施 ③国、各都道府県、市町村や関係団体等との総合的なネットワークの整備
3 学校・家庭・地域における男女平等教育・学習の推進	①学校における男女平等教育の推進 ②家庭における男女平等に関する教育・学習の推進 ③地域における男女平等に関する教育・学習の推進	3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進	①学校における男女平等に関する教育・学習の推進 ②家庭における男女平等に関する教育・学習の推進 ③地域における男女平等に関する教育・学習の推進
		4 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性にとっての男女共同参画の推進
		5 若い世代における男女共同参画の推進	①子どもの頃からの男女共同参画の推進 ②若年層における男女共同参画の推進
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進		基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進	
4 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①行政分野における女性の参画促進 ②教育分野における女性の参画促進 ③民間企業における女性の参画促進 ④男女共同参画の視点をもった人材養成	6 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①行政分野における女性の参画促進 ②教育分野における女性の参画促進 ③民間企業における女性の参画促進 ④男女共同参画の視点をもった人材養成
5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	①家庭生活における男女共同参画の促進 ②地域社会における男女共同参画の促進	7 さまざまな分野における女性の活躍の場の拡大	①医療分野における女性の活躍の場の拡大 ②科学技術・学術分野における女性の活躍の場の拡大 ③防災分野における女性の活躍の場の拡大
6 国際交流・国際貢献の推進	①国際交流活動等の推進 ②国際貢献ボランティア活動等の促進		
基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重される社会の構築		基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重される社会の構築	
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進 ②被害者への相談・支援・救済体制の充実 ③配偶者等からの暴力防止・被害者保護対策の推進	8 男女間のあらゆる暴力の根絶	①男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進 ②被害者への相談・支援・救済体制の充実 ③配偶者等からの暴力防止・被害者保護対策の推進 ④若年層への予防啓発、デートDV対策の推進
8 メディアにおける女性の人権の尊重	①女性の人権を尊重した表現の促進 ②高度情報化社会における新たな課題への対応	9 メディアにおける女性の人権の尊重	①女性の人権を尊重した表現の促進 ②高度情報化社会における新たな課題への対応
9 生涯を通じた女性の健康支援	①性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発 ②生涯を通じた女性の健康支援	10 生涯を通じた女性の健康支援	①性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等 ②生涯を通じた女性の健康支援
		11 生活困難を抱える人々への支援	①ひとり親家庭等の自立支援 ②男性の孤立防止、日常生活等の自立支援 ③高齢者等の自立した生活に対する支援
		基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	
		12 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	①職業生活と家庭・地域生活の両立支援 ②多様なライフコースに対応した子育て・介護支援体制の充実や環境整備 ③社会的気運の醸成
基本目標Ⅳ 多様な生き方を基礎とする活力あふれる地域社会づくり		基本目標Ⅴ 男女が共に支える活力あふれる地域社会づくり	
10 家庭生活と社会生活への対等な参画支援	①職業生活と家庭・地域生活の両立支援 ②多様なライフスタイルに対応した子育て支援対策の充実 ③高齢者等が暮らしやすい条件整備 ④ひとり親家庭等の自立支援		
11 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	①男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②雇用等の分野における情報収集・提供	13 地域社会における男女共同参画の促進	①地域社会における男女共同参画の促進
12 女性のチャレンジ支援	①職業能力開発と能力発揮の支援の充実 ②起業を志す女性への支援	14 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	①男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②雇用等の分野における情報収集・提供
13 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の確立	①農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の推進	15 女性のチャレンジ支援	①職業能力開発と能力発揮の支援の充実 ②起業を志す女性への支援
		16 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の推進	①農林水産業における男女共同参画の推進 ②自営の商工業における男女共同参画の推進
		17 国際交流・国際貢献の推進と多文化共生社会づくり	①国際交流活動等の推進 ②国際貢献ボランティア活動等の促進 ③在住外国人の支援
14 パートナーシップ社会の構築	①県民との協働による事業の一層の推進 ②ボランティアやNPOとの協働	18 パートナーシップ社会の構築	①県民との協働による事業の一層の推進 ②ボランティアやNPOとの協働

基本目標へ格上げ